

緊急経営支援特別貸付



貸付限度額	運転資金 1,000万円
貸付期間	7年以内（据置期間24か月以内を含む）
利率	利用者負担 0.2%（区負担 1.8%）
信用保証料	全額補助 ※繰上償還等により信用保証協会等から返戻があった場合には、当該額をご返金いただきます。
受付	令和6年9月30日(月)まで

主な資格要件

- 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること。
- 法人は登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる事業所所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること。また、法人・個人事業主とも同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- 確定申告をしており、個人事業主についてはその事業収入が給与収入を超えていること。
- 納期の到来した住民税（および軽自動車税）、法人住民税を完納していること。
- 事業に必要な許認可（届出・登録・許可・認可・免許）等を受けていること。
- 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者でないこと。
- 融資を受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。
- 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。
- 原油価格・物価高騰等の影響を既に受けて売上高または利益率（売上総利益率または営業利益率）が減少している、または今後受けることが予想されていること。

【申込みから貸付決定まで】

融資係	あっせん申込み	申込書に必要書類を添え、金融機関からの代行申請または、融資係宛に郵送または電子申請をします。（注1） ※融資の審査等ご不明な点は、 <u>あらかじめ取扱金融機関にご確認ください。</u>
	紹介票発行	資格要件の確認後、紹介票を送付します。
金融機関	融資申込み	紹介票に必要書類を添え、取扱金融機関に融資を申込みます。 ※必要書類や、保証（保証人、担保、協会保証等）については、あらかじめ取扱金融機関にお問い合わせください。
	融資の可否決定	金融機関・信用保証協会にて審査が行われ、融資の可否等が決定されます。
	融資の実行	金融機関と契約のうえ貸付を受けます。返済は元金均等・固定金利となります。
融資係	（融資の報告）	（金融機関から、融資の実行額・実行日・信用保証料等の報告があります。）
	保証料補助金の請求手続き	翌月末、請求手続きのご案内が郵送されますので、同封されている請求書・口座振込依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、返送します。
	補助金の入金	（締切月の下旬、指定口座に入金されます。）

【申込みに必要な主な書類等】

※書類は返却いたしませんので、記名押印のある書類以外は全てコピーをお送りください。

	個人事業主	法人
1	申込書（HP からダウンロードしてください） 実印または認印を押印 ※スタンプ印は不可	法人の代表者印(実印)を押印
2	直近の確定申告書（電子申告の場合は受信通知の添付のあるもの。税務署の受付が確認できない場合は、所得税(個人)・法人税の納税証明書(その2)が必要です。）および決算書類一式 ・ 白色申告の方は確定申告書と内訳書 ・ 青色申告の方は確定申告書と決算書（または現金出納帳等の簡易帳簿）	確定申告書と決算書類一式 ※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
3	住民税（および軽自動車税）の領収書等 ・ 1月1日(1～6月中は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。 住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	法人住民税の納税証明書 ※都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません) ※ 収益事業を行っていない特定非営利活動法人では、免除を受けている証明書が必要です。 ● 練馬都税事務所 (03-3993-2261)
4	住民票（練馬区に住民登録がある方は不要） ※発行から3か月以内のもの	履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のもの
5	有効な許認可証・開設届等（飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ）	
6	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関代行申請の場合 金融機関確認欄に記入の上、押印のある該当届（緊急経営支援特別貸付・金融機関代行用） 事業者からの申請の場合 (1)既に影響を受けて売上高または利益率（売上総利益率または営業利益率）が減少している場合は、直近の1か月と前年同月の売上額または利益率（売上総利益率または営業利益率）が客観的に確認できる資料(月次試算表・法人事業概況説明書・帳簿等。簡易な表計算ソフトで作成されたものは取扱できません。)(前年同月にすでに影響を受けている場合は、前々年等影響を受ける直前の同月との比較ができます。) (2)これから影響を受けることが予想される場合は、該当届(緊急経営支援特別貸付・事業者申請用)と、直近の1か月の売上等が客観的に確認できる資料(月次試算表・法人事業概況説明書・帳簿等。簡易な表計算ソフトで作成されたものは取扱できません。) 	
7	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し（練馬区に住民登録がある方は不要）※最新情報のもの	
8	※必要に応じ 返信用レターパックライト、郵送用チェックリスト（HP からダウンロードしてください）	

(注1) 事業者本人が窓口で申請する場合は、事前にお問い合わせください。

- ※ 上記のほか、その他の資料が必要となる場合があります。
- ※ 本件の紹介票には「緊急経営支援特別貸付」と表示されます。
- ※ 区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。
- ※ 区が負担する金利については、直接金融機関に支払います。
- ※ 金融機関の職員が申込みを代行する場合は、営業担当者の方に限ります。
- ※ 貸付の審査及び決定は取扱金融機関が行います。

お問い合わせ・申込み

〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 練馬区経済課融資係 電話 03(5984)2673